

総政企第2号
平成29年1月27日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第101号
労働力調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年12月16日付け総統労第198号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料4の別添】

総統労第198号
平成28年12月16日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

労働力調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室 就業動向指標第二係
事務担当者	原 伸一 電話：03（5273）1161 e-mail：s.hara@soumu.go.jp



申請事項記載書

- 1 調査の名称
労働力調査

- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 労働力調査基礎調査票（別添2）</p> <p>ア 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）</p> <p>（ア）男女の別</p> <p>（イ）出生の年月</p> <p>（ウ）世帯主との続き柄</p> <p>イ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>（ア）氏名</p> <p>（イ）配偶の関係</p> <p>（ウ）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態</p> <p>（エ）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>（オ）所属の企業全体の従業者数</p> <p>（カ）仕事の種類</p> <p>（キ）<u>勤めか自営かの別及び勤め先における</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 労働力調査基礎調査票（別添2）</p> <p>ア 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）</p> <p>（ア）男女の別</p> <p>（イ）出生の年月</p> <p>（ウ）世帯主との続き柄</p> <p>イ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>（ア）氏名</p> <p>（イ）配偶の関係</p> <p>（ウ）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態</p> <p>（エ）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>（オ）所属の企業全体の従業者数</p> <p>（カ）仕事の種類</p> <p>（キ）<u>従業上の地位</u></p>	<p>○諮問第39号の答申におけ</p>

呼称

(ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

(ケ) 1週間の就業時間及び就業日数

(コ) 1か月の就業日数

(サ) 最近の求職活動の時期

(シ) 就業の可能性

(ス) 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）

(セ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別 15歳未満の世帯員の数

(イ) 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

② 労働力調査特定調査票（2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添3）

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

(ア) 氏名

(イ) 在学、卒業等教育の状況

(ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

(ア) 短時間就業及び休業の理由

(イ) 就業時間増減希望の有無

(ウ) 現職に就いた時期

(エ) 今の雇用形態を選んだ理由

(オ) 転職などの希望の有無

(カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否

(ク) 雇用形態

(ケ) 1週間の就業時間及び就業日数

(コ) 1か月の就業日数

(新設)

(新設)

(サ) 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）

(シ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別 15歳未満の世帯員の数

(イ) 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

② 労働力調査特定調査票（2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添3）

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

(ア) 氏名

(イ) 在学、卒業等教育の状況

(ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

(ア) 短時間就業及び休業の理由

(イ) 就業時間増減希望の有無

(ウ) 現職に就いた時期

(エ) 今の雇用形態を選んだ理由

(オ) 転職などの希望の有無

(新設)

る検討課題に対応するため、従業上の地位に関連し、雇用契約期間の定めの有無及びその期間を把握する調査項目に変更する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・ 1か月以内に求職活動をした者を把握する調査項目を新設する。
- ・ 直ちに就業可能な者を把握する調査項目を新設する。

○ILO 決議における追加就労希望者に関する事項

(キ) 前職の有無ウ 失業者に関する事項

(ア) 求職活動の方法

(イ) 求職活動の期間

(削除)

(ウ) 探している仕事の形態(エ) 就職できない理由(オ) 前職の有無

エ 非労働力人口に関する事項

(ア) 就業希望の有無

(イ) 非求職の理由

(ウ) 希望する又は内定している仕事の形態

(削除)

(エ) 就業の可能性(オ) 前職の有無

オ 前職のある者に関する事項

(ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態

(イ) 前職の事業の種類

(ウ) 前職の仕事の種類

(エ) 前職の企業全体の従業者数

(オ) 前職をやめた時期

(カ) 前職をやめた理由

(カ) 前職の有無ウ 完全失業者に関する事項

(ア) 求職活動の方法

(イ) 求職活動の期間

(ウ) 最近の求職活動の時期(エ) 探している仕事の形態(オ) 就職できない理由(カ) 前職の有無

エ 非労働力人口に関する事項

(ア) 就業希望の有無

(イ) 非求職の理由

(ウ) 希望する又は内定している仕事の形態

(エ) 最近の求職活動の時期(オ) 就業の可能性(カ) 前職の有無

オ 前職のある者に関する事項

(ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態

(イ) 前職の事業の種類

(ウ) 前職の仕事の種類

(エ) 前職の企業全体の従業者数

(オ) 前職をやめた時期

(カ) 前職をやめた理由

- ・追加就労希望者の定義のうち、追加的な仕事に就業可能な者を把握する調査項目を新設する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者の呼称を「失業者」とする。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・基礎調査票の調査項目と重複するため、記入者負担軽減の観点から削除する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・1か月以内に求職活動をした者を把握する調査項目を基礎調査票に移動することに伴い、特定調査票から削除する。

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望 及び 就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 失業者 及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。

<u>公表の方法</u>	<u>公表の対象</u>	<u>公表の期日</u>	備考

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職 及び 就業時間増減希望に関する事項
- ⑦ 完全失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 完全失業者 及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。(詳細は別添4のとおり)

- 従業上の地位に関連し、雇用契約期間の定めの有無及びその期間を把握する調査項目に変更し、集計する。
- 追加就労希望者の定義のうち、追加的な仕事に就業可能な者を把握する調査項目を新設し、集計する。
- ILO 決議における新たな定義の失業者の呼称を「失業者」とし、集計する。
※従来定義の「完全失業者」も、引き続き集計する。

- これまで別添4において集計事項と併記していたが、結果の公表方法と公表期日をより明確にするため、これらを調査計画に記載し、別添4は集計事項のみの記載とする。

<u>刊行物</u> <u>(労働</u> <u>力調査</u> <u>(速</u> <u>報))</u>	<u>基本集計</u> <u>(全国)に</u> <u>ついて月</u> <u>別、四半期</u> <u>平均、年平</u> <u>均及び年度</u> <u>平均</u>	<u>月別は原則と</u> <u>して調査月の</u> <u>翌月</u> <u>四半期平均は</u> <u>各四半期の最</u> <u>終月分の速報</u> <u>公表日</u> <u>年平均は12月</u> <u>分の速報公表</u> <u>日</u> <u>年度平均は3</u> <u>月分の速報公</u> <u>表日</u>	
	<u>基本集計</u> <u>(地域別)</u> <u>について四</u> <u>半期平均及</u> <u>び年平均</u>	<u>四半期平均は</u> <u>原則として四</u> <u>半期の最終調</u> <u>査月の翌月</u> <u>年平均は10～</u> <u>12月平均の速</u> <u>報公表日</u>	
	<u>詳細集計</u> <u>(全国)に</u> <u>ついて四半</u> <u>期平均及び</u> <u>年平均</u>	<u>四半期平均は</u> <u>四半期の最終</u> <u>調査月の翌々</u> <u>月</u> <u>年平均は10～</u> <u>12月平均の速</u> <u>報公表日</u>	
<u>刊行物</u> <u>(労働</u>	<u>基本集計</u> <u>(全国)に</u>	<u>調査年の翌年</u> <u>の5月の予定</u>	

力調査 年報)	ついて月 別、四半期 平均及び年 平均				
インタ ーネッ トへの 掲載及 び閲覧 (電磁 的記録 又は電 磁的記 録を出 力用紙 に表示 したも の)	基本集計 (全国)に ついて月 別、四半期 平均、年平 均及び年度 平均	月別は各月分 の速報公表日 四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年 分の速報公表 日 年度平均は各 年度分の速報 公表日	インター ネットへ の掲載は e-Stat、 閲覧は総 務省統計 図書館に おいて行 う。		
	基本集計 (地域別) について四 半期平均及	四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年			

	び年平均	分の速報公表 日	
	詳細集計 (全国)に ついて四半 期平均及び 年平均	四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年 分の速報公表 日	

労働力調査に関する調査計画（変更後）

1 調査の名称

労働力調査

2 調査の目的

本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

世帯

4 報告を求める者

(1) 数

① 労働力調査基礎調査票

約40,000世帯及びその世帯員約110,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億3000万人）

② 労働力調査特定調査票

約10,000世帯及びその世帯員のうち15歳以上の者約25,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1000万人）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

① 労働力調査基礎調査票

労働力調査基礎調査票の報告を求める世帯（以下「報告世帯」という。）は、層化2段抽出法により選定する。具体的には、国勢調査調査区の中から地域別・調査区の特性別に約2,900調査区（以下「標本調査区」という。）を抽出し、標本調査区内にある世帯の中から1標本調査区当たり約15世帯、計約40,000世帯を報告世帯として選定する。

なお、標本調査区は2年間固定し、選定した標本調査区では、各年とも、同一の連続する4か月のみ調査を行う。その際には、前半の2か月と後半の2か月で別の報告世帯に報告を求める。（すなわち、報告世帯は、2年間にわたり、同じ2か月についてのみ報告を行うことになる。）

また、標本調査区の変更に伴うデータの不連続が大きくなるようにするため、標本調査区は、毎月約8分の1ずつ変更する。（詳細は別添1のとおり）

② 労働力調査特定調査票

報告世帯（約40,000世帯）のうち、2年目の2か月目に該当する報告世帯（約10,000

世帯) を、労働力調査特定調査票の報告を求める世帯として選定する。

(3) 報告義務者

- ① 後記5(1)①中のアに掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)①中のイ及び後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)①中のウに掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。
- ② 前記①の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ① 労働力調査基礎調査票(別添2)
 - ア 全ての世帯員に関する事項(15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。)
 - (ア) 男女の別
 - (イ) 出生の年月
 - (ウ) 世帯主との続き柄
 - イ 15歳以上の世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 配偶の関係
 - (ウ) 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態
 - (エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類
 - (オ) 所属の企業全体の従業者数
 - (カ) 仕事の種類
 - (キ) 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
 - (ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
 - (ケ) 1週間の就業時間及び就業日数
 - (コ) 1か月間の就業日数
 - (サ) 最近の求職活動の時期
 - (シ) 就業の可能性
 - (ス) 探している仕事の位置付け(主にする仕事か又はかたわらにする仕事か)
 - (セ) 求職の理由
 - ウ 世帯に関する事項
 - (ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数
 - (イ) 世帯員の異動状況(2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)
- ② 労働力調査特定調査票(2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)(別添3)
 - ア 15歳以上の世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 在学、卒業等教育の状況
 - (ウ) 仕事からの年間収入

- イ 就業者に関する事項
 - (ア) 短時間就業及び休業の理由
 - (イ) 就業時間増減希望の有無
 - (ウ) 現職に就いた時期
 - (エ) 今の雇用形態を選んだ理由
 - (オ) 転職などの希望の有無
 - (カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否
 - (キ) 前職の有無
- ウ 失業者に関する事項
 - (ア) 求職活動の方法
 - (イ) 求職活動の期間
 - (ウ) 探している仕事の形態
 - (エ) 就職できない理由
 - (オ) 前職の有無
- エ 非労働力人口に関する事項
 - (ア) 就業の希望の有無
 - (イ) 非求職の理由
 - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
 - (エ) 就業の可能性
 - (オ) 前職の有無
- オ 前職のある者に関する事項
 - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
 - (イ) 前職の事業の種類
 - (ウ) 前職の仕事の種類
 - (エ) 前職の企業全体の従業者数
 - (オ) 前職をやめた時期
 - (カ) 前職をやめた理由

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在によって行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日から26日までの1週間）の状態を調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－指導員－調査員－調査世帯

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票^(注)の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

(注) 実地検査とは、指導員が調査員の行った事務を実地に検査し、その結果を基に実地検査票を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に報告するものであり、統計法（平成19年法律第53号）第15条に規定する立入検査等とは異なる。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 調査の方法

調査票の配布・取集とも調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）が行う自計調査として行う。

ただし、前記5（1）①中のウに掲げる事項については、調査員が世帯主の報告に基づき、調査票に記入する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期
月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）までに調査票の取集を行う。

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。（詳細は別添4のとおり）

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。

公表の方法	公表の対象	公表の期日	備考
刊行物 (労働力調査(速報))	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日	
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の翌月 年平均は10~12月平均の速報公表日	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の翌々月 年平均は10~12月平均の速報公表日	
刊行物 (労働力調査年報)	基本集計(全国)について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の5月の予定	
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均		
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均		
インターネットへの掲載及び閲覧 (電磁的記録又は電磁的記録を出力用紙に表示したもの)	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日	インターネットへの掲載はe-Stat、閲覧は総務省統計図書館において行う。
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日	

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」(別添5、別添6及び別添7)に掲げる分類項目についてはこの限りではない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	1年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

- 12 立入検査等の対象とすることができる事項
該当なし。

標本抽出方法

1 標本抽出の方法

この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区 * を第1次抽出単位とし、住戸 ** を第2次抽出単位としている。

* 国勢調査調査区

** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

(1) 調査区の抽出 (第1次抽出)

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域 * ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウェイト (15 世帯がほぼ1 ウェイトとなるように各調査区に付されている値) に基づく確率比例抽出によって行っている。毎月の標本調査区数は約 2,900 となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域 ** (国勢調査調査区の後置番号が5の調査区)、自衛隊区域 * (同6の調査区)、駐留軍区域 (同7の調査区) 及び水面調査区 (同9の調査区) については、抽出を行っていない。

* 北海道、東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、南関東 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、北関東・甲信 (茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県)、北陸 (新潟県、富山県、石川県及び福井県)、東海 (岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)、近畿 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)、中国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)、四国 (徳島県、香川県、愛媛県及び高知県) 及び九州・沖縄 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) の 10 地域。ただし、層化及び抽出は沖縄県を独立の1地域とした11地域別に行う。

** 刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省、防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者それぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

(2) 住戸の抽出 (第2次抽出)

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区 (以下「標本調査区」という。) にある全ての住戸のうちから、1 調査区当たりほぼ 15 となるように所定の抽出率 (ウェイトの逆数に等しい。) 及び抽出起番号を用いて系統 (等間隔) 抽出により行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯 (合計約 4 万世帯) が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半 (2か月間) と後半 (2か月間) とで調査区内の調査世帯 (第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯) を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う *。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区 (したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。) となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区 (以下「2年目調査区」という。) となるようにしている。

* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。

一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出されそこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月 (A、B、C又はDで表す。) 及び1年目調査区か2年目調査区か (それぞれ1又は2で表す。) により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な全国の無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A 1 …… 1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区

A 2 …… 1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区

B 1 …… 2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区

B 2 …… 2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区

C 1 …… 3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区

C 2 …… 3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区

D 1……………4月、8月又は12月に調査開始の1年目調査区

D 2……………4月、8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区で、残り4組は2年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組（すなわち標本調査区の数にすると1/4）について標本調査区の交替が行われ、他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月1/2の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A 2及びC 2の組又はB 2及びD 2の組）である*。

* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

●記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
●答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけめりつぶしてください。
●答えを数字で記入する欄は、右の例のように、枠からはみださないように、右つめて書いてください。

<数字の記入例>
 たて線1本 すきまをあける 上につきぬける 角をつける
 : 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 はねない とじる

15歳以上の人について記入してください	1	2	3	4
① 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる15歳以上の人を もれなく書いてください	(氏名) _____ 男 ○ 女 ○			
② 世帯主との続き柄 ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます ・世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹は それぞれ父母・祖父母・兄弟姉妹に含めます	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子 ○ 子の配偶者 ○ 孫 ○ 父 ○ 祖父 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子 ○ 子の配偶者 ○ 孫 ○ 父 ○ 祖父 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子 ○ 子の配偶者 ○ 孫 ○ 父 ○ 祖父 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	世帯主 ○ 世帯主の配偶者 ○ 子 ○ 子の配偶者 ○ 孫 ○ 父 ○ 祖父 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○
③ 出生の年月 ・該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください ・年を西暦で記入する場合は 西暦年の4ケタを書いてください	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月
④ 配偶の関係 ・配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください	未婚 ○ 配偶者あり ○ 死別・離別 ○			
⑤ 月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別 ・月末1週間に少しでも仕事をしたかどうかについて 記入してください ・仕事とは 収入をとまなう仕事をいい 自家営業(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます (「基礎調査票の記入のしかた」参照)	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人のうち ○ 仕事を探していた ○ 仕事を休んでいた ○ 通学 ○ 家事 ○ 仕事 ○ 学 ○ 事 ○ 他 ○ (高齢者など)	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人のうち ○ 仕事を探していた ○ 仕事を休んでいた ○ 通学 ○ 家事 ○ 仕事 ○ 学 ○ 事 ○ 他 ○ (高齢者など)	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人のうち ○ 仕事を探していた ○ 仕事を休んでいた ○ 通学 ○ 家事 ○ 仕事 ○ 学 ○ 事 ○ 他 ○ (高齢者など)	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人のうち ○ 仕事を探していた ○ 仕事を休んでいた ○ 通学 ○ 家事 ○ 仕事 ○ 学 ○ 事 ○ 他 ○ (高齢者など)
⑥ 月末1週間(ただし12月は20~26日)に仕事をした日数と時間 ・副業・内職・臨時の仕事などをした時間も すべて含めてください ・⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください ・「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください	仕事をした日数 : 日 仕事をした時間 : : 時間			
⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数	当月の1か月間に : 日 (裏面の⑧欄へ)	当月の1か月間に : 日 (裏面の⑧欄へ)	当月の1か月間に : 日 (裏面の⑧欄へ)	当月の1か月間に : 日 (裏面の⑧欄へ)

この調査票は機械にかかけますので汚れたり丸めたり中だけ記入して折られていない以上折ったりしないでください

電話番号
- -
わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきますので 記入をお願いいたします

15歳未満の人について記入してください	51	52	53	54
(1) 男女の別	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○	男 ○ 女 ○
(2) 世帯主との続き柄	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○	子 ○ 孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他の親族 ○ その他 ○
(3) 出生の年月	平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月	平成 ○ 西暦 ○ : : 年 : : 月

調査員記入欄	調査区符号 : : : :	前月調査以後の異動 ※2か月目のみ記入	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○	継続 ○ 新15 ○ 転入 ○ 追加 ○ 転出 ○ 除外 ○ その他 ○
	世帯符号 : : - : :	15歳以上総数 : 人 15歳未満 (男 : 人 女 : 人) (0~3歳 : 人 4~6歳 : 人 7~9歳 : 人 10~12歳 : 人 13~14歳 : 人)				
	基礎調査票 : 枚のうち : 枚目					

仕事の内容

二つ以上の仕事をした人は、一番長い時間した仕事について記入してください
月末1週間(ただし、12月は20〜26日)にした仕事又は休んでいた仕事について記入してください

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます
・上記以外の 派遣されている人(パートの派遣店員など)は 派遣元の事業所における呼称について記入してください

⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
・1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
・期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

⑩ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容

経営組織

勤め先・業主などの名称

事業の内容

・その他には 官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます
・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください

⑪ 本人の仕事の内容

・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数(パートなども含む)を記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は官公庁などとし

⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか

⑮ 探している仕事について

⑯ 仕事を探し始めた理由

・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます

1	2	3	4
<p>雇われている人のうち</p> <p>正 規 的 職 員 パ ー ト ア ル バ イ ト 労働者派遣 契約社員 嘱託 その他</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内 自 家 営 業 の 手 伝 い 職</p> <p>(10欄へ)</p>	<p>雇われている人のうち</p> <p>正 規 的 職 員 パ ー ト ア ル バ イ ト 労働者派遣 契約社員 嘱託 その他</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内 自 家 営 業 の 手 伝 い 職</p> <p>(10欄へ)</p>	<p>雇われている人のうち</p> <p>正 規 的 職 員 パ ー ト ア ル バ イ ト 労働者派遣 契約社員 嘱託 その他</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内 自 家 営 業 の 手 伝 い 職</p> <p>(10欄へ)</p>	<p>雇われている人のうち</p> <p>正 規 的 職 員 パ ー ト ア ル バ イ ト 労働者派遣 契約社員 嘱託 その他</p> <p>自営業主 雇い人あり 雇い人なし</p> <p>内 自 家 営 業 の 手 伝 い 職</p> <p>(10欄へ)</p>
<p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <p>定めがない (定年までの雇用を含む)</p> <p>定めがある</p> <p>わからない</p> <p>1か月未満 1か月以上3か月以下 3か月以上6か月以下 6か月以上1年以下 1年以上3年以下 3年以上5年以下 5年以上</p> <p>個人 会社 その他</p>	<p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <p>定めがない (定年までの雇用を含む)</p> <p>定めがある</p> <p>わからない</p> <p>1か月未満 1か月以上3か月以下 3か月以上6か月以下 6か月以上1年以下 1年以上3年以下 3年以上5年以下 5年以上</p> <p>個人 会社 その他</p>	<p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <p>定めがない (定年までの雇用を含む)</p> <p>定めがある</p> <p>わからない</p> <p>1か月未満 1か月以上3か月以下 3か月以上6か月以下 6か月以上1年以下 1年以上3年以下 3年以上5年以下 5年以上</p> <p>個人 会社 その他</p>	<p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <p>定めがない (定年までの雇用を含む)</p> <p>定めがある</p> <p>わからない</p> <p>1か月未満 1か月以上3か月以下 3か月以上6か月以下 6か月以上1年以下 1年以上3年以下 3年以上5年以下 5年以上</p> <p>個人 会社 その他</p>
<p>「基礎調査票の記入のしかた」の書き方の例を参考にして くわしく書いてください</p>			
<p>1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 人 人 人 人 人 人 人 以上</p> <p>(記入おわり)</p>	<p>1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 人 人 人 人 人 人 人 以上</p> <p>(記入おわり)</p>	<p>1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 人 人 人 人 人 人 人 以上</p> <p>(記入おわり)</p>	<p>1 2 5 10 30 100 500 1000 官公庁など 人 人 人 人 人 人 人 以上</p> <p>(記入おわり)</p>
<p>この1か月にした</p> <p>この1か月にはしなかったが この1年間にした</p> <p>この1年間には全くしなかった</p> <p>(記入おわり)</p>			
<p>すぐつく すぐではないが 2週間以内につく ことができる</p> <p>すぐではないが 2週間より後につく ことができる</p> <p>つくことが できない・ わからない</p> <p>(15欄へ) (記入おわり)</p>			
<p>探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事</p> <p>かたわらにしている仕事</p>	<p>探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事</p> <p>かたわらにしている仕事</p>	<p>探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事</p> <p>かたわらにしている仕事</p>	<p>探している仕事は</p> <p>おもにしている仕事</p> <p>かたわらにしている仕事</p>
<p>仕事をやめたため求職</p> <p>新たに求職</p> <p>定年又は雇用契約の満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> <p>自分や家族の都合</p> <p>学校を卒業したから</p> <p>収入を得る</p> <p>必要が生じたから</p> <p>その他</p>	<p>仕事をやめたため求職</p> <p>新たに求職</p> <p>定年又は雇用契約の満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> <p>自分や家族の都合</p> <p>学校を卒業したから</p> <p>収入を得る</p> <p>必要が生じたから</p> <p>その他</p>	<p>仕事をやめたため求職</p> <p>新たに求職</p> <p>定年又は雇用契約の満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> <p>自分や家族の都合</p> <p>学校を卒業したから</p> <p>収入を得る</p> <p>必要が生じたから</p> <p>その他</p>	<p>仕事をやめたため求職</p> <p>新たに求職</p> <p>定年又は雇用契約の満了</p> <p>勤め先や事業の都合</p> <p>自分や家族の都合</p> <p>学校を卒業したから</p> <p>収入を得る</p> <p>必要が生じたから</p> <p>その他</p>

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 丸めたり 最初に折られている以上に折ったり しないでください



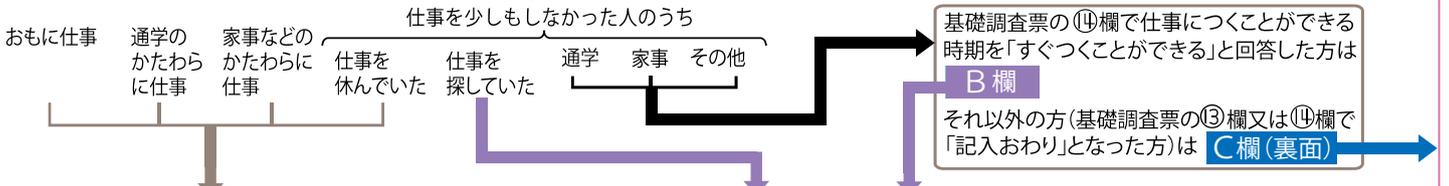
この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

平成 年 月 分 総務省統計局

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください(A4, B1を除く)。
- 答えを数字で記入する欄は、右上の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

氏名	調査員 記入欄	基礎調査票 ● 枚目の ● 人目	調査区分号	世帯符号
----	------------	---------------------	-------	------

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき下図の矢印にしたがって **A欄**、**B欄** 又は裏面の **C欄** から 記入してください



A 欄		B 欄	
A1 この1週間に仕事を した時間が35時間 未満の人は その理由 を記入してください	週35時間未満 週35時間以上	B1 この1か月に仕事を 探したり開業の準備 をするためにどのよ うな方法をとりましたか	求職活動の結果を待っていた 結果を問い合わせた 求職の申込みや応募などの 事業を始める準備中 資金・資材の調達など 事業所の求人による直接応募 あつせん・紹介を依頼 学校・知人などに 求人広告・求人情報誌などによる 労働者派遣事業所に登録 民間職業紹介所などに申込み 公共職業安定所に申込み
A2 仕事時間についての 希望は ありますか	今より増やしたい 今より減らしたい とくに希望はない	B2 仕事を探したり開業の 準備を始めてから の期間は どのくらい になりますか	1か月未満 1か月～3か月未満 3か月～6か月未満 6か月～1年未満 1年～2年未満 2年以上
A3 今の仕事には いつ ついたのでですか	明治 大正 昭和 平成 西暦	B3 探したり開業の準備 をしている仕事は どのような仕事 ですか	雇われてする仕事 正規の職員・従業員 パート・アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 その他 自分で経営する仕事 内職 その他
A4 どうして今の雇用 形態についている のですか	自分の都合のよい時間に働きたいから 家計の補助・学費等を得たいから 家事・育児・介護等と両立しやすいから 通勤時間が短いから 専門的な技能等を身につかせるから 正規の職員・従業員の仕事がないから その他	B4 仕事につけないのは どうしてですか ・おもな理由一つに 記入してください	賃金・給料が 勤務時間・休日などが 希望とあわない 求人年齢と自分の 自分の技術や技能が 希望する種類・内容の 条件にこだわらない 仕事がない 条件にこだわらない 仕事がない その他
A5 転職などを希望して いますか	転職などを希望している 実際に仕事を探している 仕事を探していない 転職などを希望していない	B5 今までに仕事を していたことが ありますか	ある ない
A6 今の仕事の就業時間 を増やしたり新しく 仕事を追加すること ができますか	できる できない		
A7 今の仕事の前に何か 仕事をしていましたか	したことがある 今はやめている 今もしている したことが ない		

D欄へ E欄へ D欄へ E欄へ

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 折ったり 丸めたり しないでください

世帯では 表も裏も 太枠の中だけに記入してください

労働力調査における集計事項一覧

[基本集計(全国)について月別, 四半期平均, 年平均及び年度平均]

- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 配偶関係, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 従業者規模, 雇用形態, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 産業, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・年齢階級, 産業別就業者数・雇業者数
- ・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数
- ・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数
- ・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・産業, 経営組織別雇業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している仕事の主従, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別失業者数(※)
- ・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数
- ・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15 歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の年齢階級, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 世帯主の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数
- ・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数

[基本集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 職業別就業者数
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 年齢階級, 世帯の種類別人口
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 産業, 職業別年間平均就業日数・時間
- ・産業, 職業別年間就業時間

[基本集計(地域)について四半期平均及び年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別 15 歳以上人口
- ・年齢階級, 職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数

※ 前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、これまでの完全失業者についての結果を公表する。

[詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均]

- ・就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無, 配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別 15 歳以上人口
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級・教育, 世帯主との続き柄別 15 歳以上人口
- ・前職の産業・前職の職業, 前職の離職時期, 前職の離職理由, 就業状態別 15 歳以上人口
- ・年齢階級・教育, 配偶関係, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口
- ・産業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・職業, 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業者規模別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業・週間就業時間, 就業状態・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由別就業者数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の職業・前職の離職理由・年齢階級, 離職期間別職者数
- ・年齢階級・前職の有無, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業別就業者数
- ・週間就業時間, 転職等希望の有無・仕事からの収入・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・就業時間増減希望の有無・就業時間増加の可否別就業者数
- ・仕事からの収入・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の従業上の地位・現職の雇用形態・現職の雇用契約期間・現職の従業者規模, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・離職期間別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の産業・現職の職業, 前職の離職時期・前職の産業・前職の職業・離職期間別就業者数
- ・仕事からの収入・産業・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・週間就業時間・月間就業時間別役員を除く雇用者数
- ・週間就業時間・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級, 産業・職業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模別就業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・産業・職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数
- ・仕事からの収入, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・教育別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・教育・仕事からの収入・週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無・転職等希望の有無・従業上の地位・従業者規模・産業・職業, 雇用形態・雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由・前職の有無別非正規の職員・従業員数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業・前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由・前職の離職時期別非正規の職員・従業員数
- ・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業, 教育別転職等希望の就業者数
- ・農林業・非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数
- ・年齢階級, 教育, 仕事からの収入(年間), 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数
- ・求職方法, 求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・探している仕事の形態・求職理由・仕事につけない理由, 失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職理由・前職の離職時期・前職の離職理由・仕事につけない理由, 失業期間・探している仕事の主従別失業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・年齢階級・失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・教育・配偶関係・求職方法・失業期間, 探している仕事の形態別失業者数
- ・求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由・前職の有無・前職の産業・前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・主な求職方法・失業期間, 教育別失業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職

の従業者規模・前職の産業・前職の職業別失業者数

- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の離職理由・前職の産業・前職の職業, 失業期間・求職方法・年齢階級別離職した失業者数
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別離職した失業者数
- ・年齢階級・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の産業・前職の職業, 教育別失業者
- ・年齢階級・求職理由, 前職の離職理由・教育別前職のある失業者数
- ・前職の有無・就業希望の有無・就業可能時期, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 就業希望の有無・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・求職活動の有無及び時期・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 前職の有無・非求職理由別就業希望の非労働力人口
- ・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・希望している仕事の形態・非求職理由, 求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口
- ・年齢階級・希望している仕事の形態, 教育別非労働力人口
- ・妻の年齢階級, 妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入(年間)・夫の求職理由, 世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級別単身者数

[詳細集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口

労働力調査における統計基準適用上の特記事項

労働力調査の産業分類については、以下の分類項目を除き、日本標準産業分類（別添6）に基づくものとする。職業分類については、日本標準職業分類（別添7）に基づくものとする。

<産業分類>

○日本標準産業分類による表章を行わない分類項目

1. 日本標準産業分類には「非農林業」の項目はないが、労働力調査では「非農林業」を表章する。

[理由] 雇用・失業の情勢をみる際には、全産業や個々の産業の動きをみているが、「農業、林業」は、自営業主が多いことや景気に大きく影響を受けないことから、全体的な雇用情勢をよりの確に把握するための一つの指標として、「非農林業」の結果表章が必要である。

2. 「I 卸売業、小売業 61 無店舗小売業」については、当分の間結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。

[理由] 労働力調査において、「無店舗小売業」を表章するためには、無店舗小売業を正確に把握できるよう、基礎調査票の調査項目を増設するなどの措置が必要になるが、時系列把握が最重視される労働力調査において、説明困難な断層を発生させるおそれがある。そのため、就業者数などの重要指標への影響を検証した上でないと、本調査への適用は困難である。さらに、調査項目の増設は、記入者負担の増大を招くことにも留意することが必要である。

労働力調査に使用する産業分類表

第13回改定公示分類表(平成26年4月1日から適用)

日本標準産業分類	
農業、林業	
農業	
林業	
漁業	
漁業(水産養殖業を除く)	
水産養殖業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
総合工事業	
職別工事業(設備工事業を除く)	
設備工事業	
製造業	
食料品製造業	
飲料・たばこ・飼料製造業	
繊維工業	
木材・木製品製造業(家具を除く)	
家具・装備品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
印刷・同関連業	
化学工業	
石油製品・石炭製品製造業	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
ゴム製品製造業	
なめし革・同製品・毛皮製造業	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
はん用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	
その他の製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
電気業	
ガス業	
熱供給業	
水道業	
情報通信業	
通信業	
放送業	
情報サービス業	
インターネット附属サービス業	
映像・音声・文字情報制作業	
運輸業、郵便業	
鉄道業	
道路旅客運送業	
道路貨物運送業	
水運業	
航空運輸業	
倉庫業	
運輸に附帯するサービス業	
郵便業(信書便事業を含む)	
卸売業、小売業	
各種商品卸売業	
繊維・衣服等卸売業	
飲食物品卸売業	
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
各種商品小売業	
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食物品小売業	
機械器具小売業	
その他の小売業	
無店舗小売業	
金融業、保険業	
銀行業	
協同組織金融業	
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
金融商品取引業、商品先物取引業	
補助的金融業等	
保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
不動産業、物品賃貸業	
不動産取引業	
不動産賃貸業・管理業	
物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
学術・開発研究機関	
専門サービス業(他に分類されないもの)	
広告業	
技術サービス業(他に分類されないもの)	
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	
飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	
その他の生活関連サービス業	
娯楽業	
教育、学習支援業	
学校教育	
その他の教育、学習支援業	
医療、福祉	
医療業	
保健衛生	
社会保険・社会福祉・介護事業	
複合サービス事業	
郵便局	
協同組合(他に分類されないもの)	
サービス業(他に分類されないもの)	
廃棄物処理業	
自動車整備業	
機械等修理業(別掲を除く)	
職業紹介・労働者派遣業	
その他の事業サービス業	
政治・経済・文化団体	
宗教	
その他のサービス業	
外国公務	
公務(他に分類されるものを除く)	
国家公務	
地方公務	
分類不能の産業	

※ 非農林業は大分類「農業」及び「林業」以外の大分類を集約している。

結果表章に使用する分類表

労働力調査	基本集計					詳細集計	
	1	2	3	4	5	1	2
農業、林業	○	○	○	○		○	○
農業	○	○	○	○		○	○
林業	○	○	○	○		○	○
非農林業	○	○	○	○	○	○	○
漁業	○	○	○	○		○	○
漁業(水産養殖業を除く)	○	○	○	○		○	○
水産養殖業	○	○	○	○		○	○
鉱業、採石業、砂利採取業	○	○	○	○		○	○
建設業	○	○	○	○		○	○
製造業	○	○	○	○		○	○
食料品製造業	○	○	○	○		○	○
飲料・たばこ・飼料製造業	○	○	○	○		○	○
繊維工業	○	○	○	○		○	○
木材・木製品製造業(家具を除く)	○	○	○	○		○	○
家具・装備品製造業	○	○	○	○		○	○
パルプ・紙・紙加工品製造業	○	○	○	○		○	○
印刷・同関連業	○	○	○	○		○	○
化学工業	○	○	○	○		○	○
石油製品・石炭製品製造業	○	○	○	○		○	○
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	○	○	○		○	○
ゴム製品製造業	○	○	○	○		○	○
なめし革・同製品・毛皮製造業	○	○	○	○		○	○
窯業・土石製品製造業	○	○	○	○		○	○
鉄鋼業	○	○	○	○		○	○
非鉄金属製造業	○	○	○	○		○	○
金属製品製造業	○	○	○	○		○	○
はん用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
生産用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
業務用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○	○		○	○
電気機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
情報通信機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
輸送用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
その他の製造業	○	○	○	○		○	○
電気・ガス・熱供給・水道業	○	○	○	○		○	○
情報通信業	○	○	○	○		○	○
通信業	○	○	○	○		○	○
放送業	○	○	○	○		○	○
情報サービス業	○	○	○	○		○	○
インターネット附属サービス業	○	○	○	○		○	○
映像・音声・文字情報制作業	○	○	○	○		○	○
運輸業、郵便業	○	○	○	○	○	○	○
鉄道業	○	○	○	○		○	○
道路旅客運送業	○	○	○	○		○	○
道路貨物運送業	○	○	○	○		○	○
水運業	○	○	○	○		○	○
航空運輸業	○	○	○	○		○	○
倉庫業	○	○	○	○		○	○
運輸に附帯するサービス業	○	○	○	○		○	○
郵便業(信書便事業を含む)	○	○	○	○		○	○
卸売業、小売業	○	○	○	○	○	○	○
各種商品卸売業	○	○	○	○		○	○
繊維・衣服等卸売業	○	○	○	○		○	○
飲食物品卸売業	○	○	○	○		○	○
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	○	○	○	○		○	○
機械器具卸売業	○	○	○	○		○	○
その他の卸売業	○	○	○	○		○	○
各種商品小売業	○	○	○	○		○	○
織物・衣服・身の回り品小売業	○	○	○	○		○	○
飲食物品小売業	○	○	○	○		○	○
機械器具小売業	○	○	○	○		○	○
その他の小売業	○	○	○	○		○	○
金融業、保険業	○	○	○	○		○	○
不動産業、物品賃貸業	○	○	○	○		○	○
物品賃貸業	○	○	○	○		○	○
学術研究、専門・技術サービス業	○	○	○	○		○	○
学術・開発研究機関	○	○	○	○		○	○
専門サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
広告業	○	○	○	○		○	○
技術サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
宿泊業、飲食サービス業	○	○	○	○	○	○	○
宿泊業	○	○	○	○		○	○
飲食店	○	○	○	○		○	○
持ち帰り・配達飲食サービス業	○	○	○	○		○	○
生活関連サービス業、娯楽業	○	○	○	○	○	○	○
洗濯・理容・美容・浴場業	○	○	○	○		○	○
その他の生活関連サービス業	○	○	○	○		○	○
娯楽業	○	○	○	○		○	○
教育、学習支援業	○	○	○	○		○	○
学校教育	○	○	○	○		○	○
その他の教育、学習支援業	○	○	○	○		○	○
医療、福祉	○	○	○	○		○	○
医療業	○	○	○	○		○	○
保健衛生	○	○	○	○		○	○
社会保険・社会福祉・介護事業	○	○	○	○		○	○
複合サービス事業	○	○	○	○	○	○	○
郵便局	○	○	○	○		○	○
協同組合(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物処理業	○	○	○	○		○	○
自動車整備業	○	○	○	○		○	○
機械等修理業(別掲を除く)	○	○	○	○		○	○
職業紹介・労働者派遣業	○	○	○	○		○	○
その他の事業サービス業	○	○	○	○		○	○
政治・経済・文化団体	○	○	○	○		○	○
宗教	○	○	○	○		○	○
その他のサービス業	○	○	○	○		○	○
外国公務	○	○	○	○		○	○
公務(他に分類されるものを除く)	○	○	○	○		○	○
国家公務	○	○	○	○		○	○
地方公務	○	○	○	○		○	○
分類不能の産業	○	○	○	○		○	○

労働力調査に使用する職業分類表

第5回改定公示分類表(平成22年4月1日から適用)

日本標準職業分類 ※項目名左側の数字は中分類符号	
管理的職業従事者	
01	管理的公務員
02	法人・団体役員
03	法人・団体管理職員
04	その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者	
05	研究者
06	農林水産技術者
07	製造技術者(開発)
08	製造技術者(開発を除く)
09	建築・土木・測量技術者
10	情報処理・通信技術者
11	その他の技術者
12	医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師
13	保健師, 助産師, 看護師
14	医療技術者
15	その他の保健医療従事者
16	社会福祉専門職業従事者
17	法務従事者
18	経営・金融・保険専門職業従事者
19	教員
20	宗教家
21	著述家, 記者, 編集者
22	美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者
23	音楽家, 舞台芸術家
24	その他の専門的職業従事者
事務従事者	
25	一般事務従事者
26	会計事務従事者
27	生産関連事務従事者
28	営業・販売事務従事者
29	外勤事務従事者
30	運輸・郵便事務従事者
31	事務用機器操作員
販売従事者	
32	商品販売従事者
33	販売類似職業従事者
34	営業職業従事者
サービス職業従事者	
35	家庭生活支援サービス職業従事者
36	介護サービス職業従事者
37	保健医療サービス職業従事者
38	生活衛生サービス職業従事者
39	飲食物調理従事者
40	接客・給仕職業従事者
41	居住施設・ビル等管理人
42	その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	
43	自衛官
44	司法警察職員
45	その他の保安職業従事者
農林漁業従事者	
46	農業従事者
47	林業従事者
48	漁業従事者
生産工程従事者	
49	生産設備制御・監視従事者(金属製品)
50	生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)
51	機械組立設備制御・監視従事者
52	製品製造・加工処理従事者(金属製品)
53	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)
54	機械組立従事者
55	機械整備・修理従事者
56	製品検査従事者(金属製品)
57	製品検査従事者(金属製品を除く)
58	機械検査従事者
59	生産関連・生産類似作業従事者
輸送・機械運転従事者	
60	鉄道運転従事者
61	自動車運転従事者
62	船舶・航空機運転従事者
63	その他の輸送従事者
64	定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	
65	建設躯体工事従事者
66	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)
67	電気工事従事者
68	土木作業従事者
69	採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	
70	運搬従事者
71	清掃従事者
72	包装従事者
73	その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	
99	分類不能の職業

結果表章に使用する分類表

(平成21年12月改定公示分類表を基本とするもの)

労働力調査 ※()内の数字は日本標準職業分類の中分類符号	基本集計		詳細集計
	1	2	
管理的職業従事者	○	○	○
専門的・技術的職業従事者	○	○	○
技術者(06~11)	○		
保健医療従事者(12~15)	○		
教員 その他の専門的・技術的職業従事者 (05, 16~18, 20~24)	○	○	
事務従事者	○	○	○
一般事務従事者	○		
会計事務従事者	○		
その他の事務従事者(27~31)	○		
販売従事者	○	○	○
商品販売従事者	○		
販売類似職業従事者	○		
営業職業従事者	○		
サービス職業従事者	○	○	○
介護サービス職業従事者	○		
生活衛生サービス職業従事者	○		
飲食物調理従事者	○		
接客・給仕職業従事者	○		
その他のサービス職業従事者(35, 37, 41, 42)	○		
保安職業従事者	○	○	○
農林漁業従事者	○	○	○
生産工程従事者	○	○	○
製品製造・加工処理従事者(金属製品)(49, 52)	○		
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)(50, 53)	○		
機械組立従事者(51, 54)	○		
機械整備・修理従事者	○		
製品検査従事者(56, 57)	○		
機械検査従事者	○		
生産関連・生産類似作業従事者	○		
輸送・機械運転従事者	○	○	○
建設・採掘従事者	○	○	○
運搬・清掃・包装等従事者	○	○	○
分類不能の職業	○	○	○

労働力調査 調査票の変更点について（新旧対照表）

【基礎調査票】

	変更案	現 行	変更理由
1	<p>⑥ 月末1週間（ただし 12月は20～26日）に仕事をした日数と時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください <p>⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数</p> <p>当月の1か月間に <input type="text"/> 日 (第2面の④欄へ)</p>	<p>⑧ 月末1週間（ただし 12月は20～26日）に仕事をした日数と時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください <p>⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数</p> <p>当月の1か月間に <input type="text"/> 日</p>	<p>現行の設問⑥及び設問⑦を、設問⑬及び設問⑭に移動することに伴い、現行の設問⑧及び設問⑨を、設問⑥及び設問⑦に移動する。</p>
2	<p>⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づく人を行います 上記以外の派遣されている人(パートの派遣店員などは)派遣元の事業所における呼称について記入してください <p>⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回当たりの雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます 期間がわからないとは、雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます 	<p>⑩ 従業上の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> 常雇の人（無期の契約）とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます (定年までの場合は、無期の契約とします) 常雇の人（有期の契約）とは、雇用契約期間が1年超の人をいいます 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます 日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます 自営業主とは、個人経営の店主や業主などをいいます 内職とは、自宅での貸仕事をいいます <p>⑪ 勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 	<p>諮問第39号の答申（平成24年1月20日）における今後の課題に対応するため、「従業上の地位」を把握する設問の雇用契約期間の定めの有無の選択肢に、定めがあるか「わからない」及び雇用契約期間の選択肢に「期間がわからない」を追加する。</p> <p>また、より詳細な雇用契約期間を把握するため、設問及び回答の選択肢を平成29年就業構造基本調査の1回当たりの雇用契約期間を把握する設問に合わせる。</p>
3	<p>⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p> <p>この1か月にした <input type="checkbox"/> / この1か月にはしなかったがこの1年間にした <input type="checkbox"/> / この1年間は全くしなかった <input type="checkbox"/></p> <p>(記入おわり)</p>	(新設)	<p>従来の定義で把握している完全失業者に加えて、失業者について、季節調整値による時系列比較等が可能となった際に毎月公表できるようにするため、失業者の要件となる「求職活動時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（新設）する。</p>
4	<p>⑭ 今仕事があれば、すぐつくことができますか</p> <p>すぐつく <input type="checkbox"/> / すぐではないが2週間以内につくことができる <input type="checkbox"/> / すぐではないが2週間以上につくことができる <input type="checkbox"/> / つくことができない <input type="checkbox"/></p> <p>(⑬欄へ) (記入おわり)</p>	(新設)	<p>上記3と同様に、失業者の要件となる「就業可能時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（新設）する。</p>

⑬ 探している仕事について ・かたわらにしてい仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます	探している仕事は おもにしてい仕事 <input type="radio"/> かたわらにしてい仕事 <input type="radio"/>				
⑭ 仕事を探し始めた理由 ・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます	<table border="1"> <tr> <th>仕事をやめたため求職</th> <th>新たに求職</th> </tr> <tr> <td> 定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/> </td> <td> 学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/> </td> </tr> </table>	仕事をやめたため求職	新たに求職	定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/>	学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
仕事をやめたため求職	新たに求職				
定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/>	学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>				

⑯ 探している仕事について ・⑬欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・かたわらにしてい仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます	探している仕事は おもにしてい仕事 <input type="radio"/> かたわらにしてい仕事 <input type="radio"/>				
⑰ 仕事を探し始めた理由 ・⑬欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます	<table border="1"> <tr> <th>仕事をやめたため求職</th> <th>新たに求職</th> </tr> <tr> <td> 定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/> </td> <td> 学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/> </td> </tr> </table> (記入おわり)	仕事をやめたため求職	新たに求職	定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/>	学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>
仕事をやめたため求職	新たに求職				
定年退職又は契約の満了 <input type="radio"/> 勤め先や事業の都合 <input type="radio"/> 自分や家族の都合 <input type="radio"/>	学校を卒業したから <input type="radio"/> 収入を得るため <input type="radio"/> 必要な生計のため <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>				

失業者は、設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。

設問⑬及び設問⑭の回答によって失業者に判定された者が、失業に関する設問⑮及び設問⑯を続けて回答することができるよう現行の設問⑥及び設問⑦を設問⑭欄の直後に移動する。
 これにより、記入漏れの防止を図る。

【特定調査票】

変更案		現 行	変更理由																																																				
1	<p>A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	できる	できない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(新設)	2013年のILO決議で定義された未活用労働のうち、「追加就労希望者」を新たに把握するため、「就業時間の延長や仕事の追加」の設問を新設する。																																																
できる	できない																																																						
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																						
2	<p>B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>公共職業安定所に申込み</td> <td>民間職業紹介所などに申込み</td> <td>労働者派遣事業所に登録</td> <td>求人広告・求人情報誌などによる</td> <td>学校・知人などに</td> <td>あつせん・紹介を依頼</td> <td>事業所の求人</td> <td>資金・資材の調達など</td> <td>事業を始める準備中</td> <td>求職の申込みや応募などの</td> <td>結果を問い合わせた</td> <td>求職活動の結果を待っていた</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>当てはまるものすべてに記入 →</p> <p>うち おもなもの一つに記入 →</p>	公共職業安定所に申込み	民間職業紹介所などに申込み	労働者派遣事業所に登録	求人広告・求人情報誌などによる	学校・知人などに	あつせん・紹介を依頼	事業所の求人	資金・資材の調達など	事業を始める準備中	求職の申込みや応募などの	結果を問い合わせた	求職活動の結果を待っていた	その他	<input type="radio"/>	<p>B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>公共職業安定所に申込み</td> <td>民間職業紹介所などに申込み</td> <td>労働者派遣事業所に登録</td> <td>求人広告・求人情報誌などによる</td> <td>学校・知人などに</td> <td>あつせん・紹介を依頼</td> <td>事業所の求人</td> <td>資金・資材の調達など</td> <td>事業を始める準備中</td> <td>求職の申込みや応募などの</td> <td>結果を問い合わせた</td> <td>求職活動の結果を待っていた</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>当てはまるものすべてに記入 →</p> <p>うち おもなもの一つに記入 →</p>	公共職業安定所に申込み	民間職業紹介所などに申込み	労働者派遣事業所に登録	求人広告・求人情報誌などによる	学校・知人などに	あつせん・紹介を依頼	事業所の求人	資金・資材の調達など	事業を始める準備中	求職の申込みや応募などの	結果を問い合わせた	求職活動の結果を待っていた	その他	<input type="radio"/>	<p>B欄は、失業者が回答する。 失業者は、基礎調査票の設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。</p> <p>ILO決議の求職期間1か月に合わせ、設問を「この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか」に変更し、参照期間を1か月に明確化する。 また、より詳細な求職方法を把握するため、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」の選択肢を追加する。 なお、新たに追加する「求職活動の結果を待っていた」により、従来、設問B3の回答から把握していた過去に行った求職活動の結果を待っていた者を引き続き把握する。</p> <p>※ 従来の設問B3は、次ページ3の変更により削除となる。</p>																								
公共職業安定所に申込み	民間職業紹介所などに申込み	労働者派遣事業所に登録	求人広告・求人情報誌などによる	学校・知人などに	あつせん・紹介を依頼	事業所の求人	資金・資材の調達など	事業を始める準備中	求職の申込みや応募などの	結果を問い合わせた	求職活動の結果を待っていた	その他																																											
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																											
公共職業安定所に申込み	民間職業紹介所などに申込み	労働者派遣事業所に登録	求人広告・求人情報誌などによる	学校・知人などに	あつせん・紹介を依頼	事業所の求人	資金・資材の調達など	事業を始める準備中	求職の申込みや応募などの	結果を問い合わせた	求職活動の結果を待っていた	その他																																											
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																											

3	(削除)	<p>B3 この1か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>この1週間にした</td> <td>この1週間にはしなかったがこの1か月にした</td> <td>この1か月には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	この1週間にした	この1週間にはしなかったがこの1か月にした	この1か月には全くしなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>失業者は、基礎調査票の設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。</p> <p>これらの失業者には、基礎調査票で求職活動の時期を調査しており、新設する設問⑬と設問の重複となるため、特定調査票から削除する。</p>		
この1週間にした	この1週間にはしなかったがこの1か月にした	この1か月には全くしなかった									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
4	(削除)	<p>C4 この1年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p> <table border="1"> <tr> <td>この1か月にした</td> <td>この1か月にはしなかったがこの1年間にした</td> <td>この1年間には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>失業者について、季節調整値による時系列比較等が可能となった際に毎月公表できるようにするため、失業者の要件となる「求職活動時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（削除）する。</p>		
この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
5	(削除)	<p>C5 今仕事があればすぐつくことができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>すぐつくことができます</td> <td>すぐではないが2週間以内につくことができます</td> <td>すぐではないが2週間より後につくことができます</td> <td>つくことができない・わからない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>上記4と同様に、失業者の要件となる「就業可能時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（削除）する。</p>
すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
6	<p>基礎調査票の⑬欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間には全くしなかった」と回答した方のみお答えください(それ以外の方はC5へ)</p> <p>C4 今仕事があればすぐつくことができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>すぐつくことができます</td> <td>すぐではないが2週間以内につくことができます</td> <td>すぐではないが2週間より後につくことができます</td> <td>つくことができない・わからない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(新設)	<p>未活用労働のうち、「就業可能非求職者」（求職活動をこの1か月にしていないが、すぐに仕事につくことができ、かつ就業を希望している者）を把握するため、「就業可能時期」の設問を新設する。</p> <p>基礎調査票の設問⑬で「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかった」と回答した者は、非労働力人口と判定され、そこで「記入おわり」となる。</p> <p>このため、これらの者についてのみ特定調査票の設問C4で調査する。</p>
すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								

平成29年1月
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第101号の概要

(労働力調査の変更)

1 労働力調査の概要

調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の
沿革

➤ 昭和21年9月に試験的に開始し、22年7月から本格的に実施（毎月）

調査期日

➤ 毎月末日（12月は26日）現在
※ 就業状態については毎月の末日に終わる1週間
（12月は20日から26日までの1週間）

調査範囲
及び
報告者数

➤ 基礎調査票：全国の世帯及び世帯員
約4万世帯（約11万人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億3,000万人）

➤ 特定調査票：全国の世帯及び15歳以上の世帯員
約1万世帯（約2万5,000人）
（母集団：約5,000万世帯、約1億1,000万人）

※ 調査対象世帯は、基礎調査票を毎回（1年目（連続する2か月）、2年目（1年目と同一の連続する2か月）の計4か月）記入するが、特定調査票は2年目の2か月目のみ記入する。

調査系統

➤ 総務省－都道府県－統計調査員－報告者

調査方法

➤ 調査員が世帯ごとに調査票を配布し、世帯は調査票を調査員へ提出

調査事項

- 基礎調査票
就業状態、所属の事業所の事業の種類等、仕事の種類、従業上の地位、雇用形態、就業時間及び就業日数、求職状況 など
- 特定調査票
非正規の雇用者が現職の雇用形態についている理由、仕事からの年間収入、仕事につけない理由、求職活動の期間、就業希望の有無 など

結果公表

- 基本集計（基礎調査票から集計する結果）

月次	調査月の翌月
四半期平均	各四半期最終調査月の翌月
年平均	12月分速報結果公表日
年度平均	3月分速報結果公表日
- 詳細集計（主に特定調査票から集計する結果）

四半期平均	各四半期最終調査月の翌々月
年平均	10～12月期平均速報結果公表日

2 労働力調査の利活用状況

行政施策立案に当たっての利用

- 政府が毎月発表する月例経済報告において、雇用面の指標として景気の分析に利用

雇用情勢は、改善している。

雇用情勢は、改善している。完全失業率は、7月は前月比0.1%ポイント低下し、3.0%となった。労働力人口及び就業者数は増加し、完全失業者数は減少した。

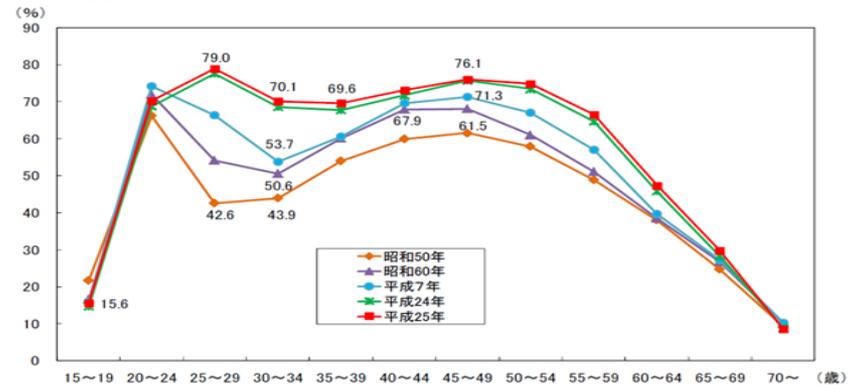
雇用者数は増加している。新規求人数は増加している。有効求人倍率は上昇傾向となっている。製造業の残業時間は横ばい圏内で推移している。

賃金をみると、定期給与は横ばい圏内で推移している。現金給与総額は緩やかに増加している。

先行きについては、改善していくことが期待される。

(「月例経済報告(平成28年9月)」(内閣府)から抜粋)

- 審議会等※の政策立案過程における基礎資料として利用



(備考)

1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

※(「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」(平成26年4月男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会)から抜粋。女性の就業状況を把握する基礎資料として利用)

※ 毎月末の閣議において、調査結果(就業者数、完全失業者数など)を配布するとともに、総務大臣から発言

加工統計への利用

- 国民経済計算における雇用者報酬の推計のための基礎データとして、雇用者数を利用

国際比較のための利用

- 国際労働機関(ILO)、国際通貨基金(IMF)、経済協力開発機構(OECD)などへ調査結果(就業者数、完全失業者数など)を提供

3 変更の背景 (1)

2013年10月に開催されたILO主催の第19回国際労働統計家会議において就業等に関する決議が採択された。本調査で対応が求められる内容は、以下のとおりである。

決議内容① 失業者の定義における求職活動期間の明確化

【新たなILO決議における失業者の定義】
(※ 以下「新定義」という。)

失業者の要件は、

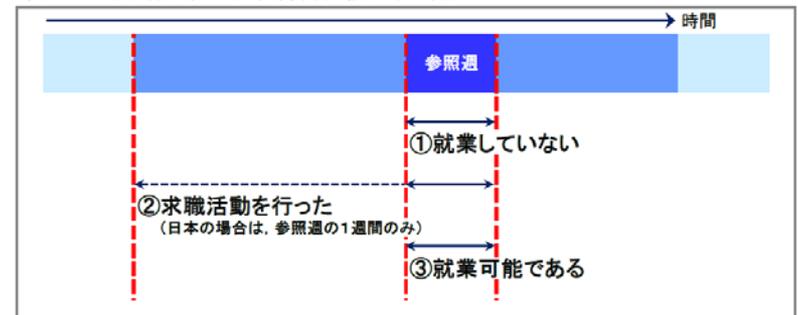
- ① 就業しておらず、
- ② **4週間又は1か月以内に求職活動をしており** (注1)、
- ③ 就業可能な者 (注2)

である。

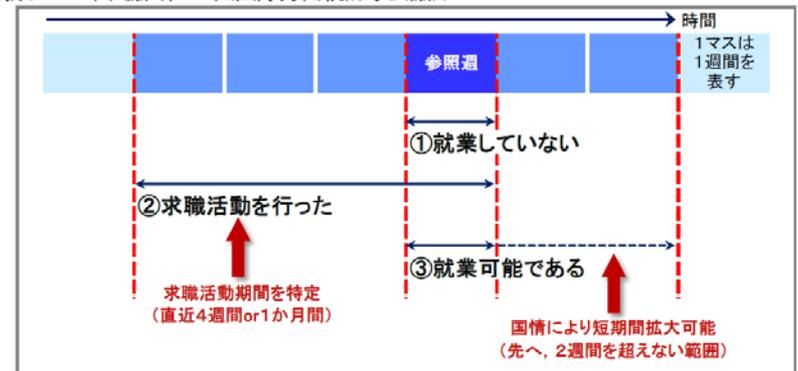
(注1) 従前の定義では、求職活動期間は各国の裁量に任されており、**我が国では「月末1週間」**

(注2) 国情により参照期間を先へ、2週間を超えない範囲で拡大可能

・従前定義(1982年決議:第13回国際労働統計家会議)



・新定義(2013年決議:第19回国際労働統計家会議)



3 変更の背景（3）

基本計画^(注)において、総務省に対し、以下の事項が指摘されている。

(注) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）

別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目3（4）「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」

基本計画における指摘事項

- ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。
⇒ 平成28年度末までに結論を得る。

4 調査事項の変更 (1)

(※平成30年1月分の調査から措置予定)

各調査事項の追加や変更等につき、前述の国際基準(ILO決議)への対応、利活用、報告者の記入負担の観点から、適当かどうか確認する。

【変更内容①】

基礎調査票

回答対象: 月末1週間に就業も求職活動もしていない者

【最近の求職活動の時期】

【就業の可能性】

ILO決議に対応するため、失業者の要件のうち「1か月以内に求職活動をしていること」及び「就業可能な者であること」につき、**基礎調査票で把握**

⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

この1か月にした

新定義で追加される失業者の把握

この1か月にはしなかったがこの1年間にした

この1年間は全くしなかった

(記入おわり)

⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか

すぐつくことができます

すぐではないが2週間以内につくことができます

すぐではないが2週間より後につくことができます

つくことができないわからない

(⑬ 欄へ)

(記入おわり)

(注) 月末1週間に就業も求職活動もしていない者であっても失業者に該当する場合があるため、これらの者について「最近の求職活動の時期」及び「就業の可能性」を把握するもの

【変更内容②】

特定調査票

回答対象: 就業者

【就業時間の延長や仕事の追加の可否】

ILO決議に対応するため、未活用労働に係る新指標のうち「LU2(追加就労希望就業者を加えた率)」の算出に用いる就業時間の延長や仕事の追加の可否を把握する調査事項を**特定調査票に追加**

A6

今の仕事の就業時間を増やしたり 新しく仕事を追加することができますか

できる

できない

(注) 「追加就労希望就業者」の該当要件のうち、就業時間(週35時間未満か否か)及び就業時間の追加希望の有無については、現行の調査事項である「1週間の就業時間」【基礎調査票】及び「就業時間増減希望の有無」【特定調査票】によって把握することができる。

4 調査事項の変更 (2)

(※平成30年1月分の調査から措置予定)

【変更内容③】

特定調査票
回答対象:完全失業者

【最近の求職活動の時期】

前記【変更内容①】の変更(基礎調査票での「この1か月の求職活動の有無」及び「就業の可能性」の把握)に伴い、把握内容がこれと重複するため、**特定調査票から削除**

B3 この1か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか	この1週間にした	この1週間にはしなかったがこの1か月にした	この1か月には全くしなかった
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(注)「特定調査票の記入のしかた」において、「この1か月には全くしなかった」とは、「過去に行った求職活動の結果を待っていて、今月中に全く求職活動をしなかった人が該当します」と説明している。

【変更内容④】

特定調査票
回答対象:失業者

【求職活動の方法】

前記【変更内容③】の削除に伴い、過去に行った求職活動の結果を待っていた者を推計できなくなるため、**特定調査票の本調査事項の選択肢に「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」を追加**

B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか	公共職業安定所に申込み	民間職業紹介所などに申込み	労働者派遣事業所に登録	求人広告・求人情報誌などによる	学校・知人などに	あつせん・紹介を依頼	事業所の求人直接応募	資金・資材の調達など	事業を始める準備中	求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた	求職活動の結果を待っていた	その他
	<input type="radio"/>											
当てはまるものすべてに記入	<input type="radio"/>											
うちおもなもの一つに記入	<input type="radio"/>											

選択肢を追加

5 前回答申時の課題への対応

前回答申^(注)において、「今後の課題」として以下のとおり指摘されている。

(注) 「諮問第39号の答申 労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）について」
（平成24年1月20日付け府統委第6号）

今後の課題

基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち・・・常雇に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがある。また、この点を勘案し、平成24年に実施予定の就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項の選択肢においては、「定めがない」、「定めがある」のほか「わからない」を設けている。

したがって、今後、労働力調査の「従業上の地位」に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の「雇用契約期間の定めの有無」に係る調査結果（平成25年7月公表）における回答状況を分析の上、労働力調査の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢に「わからない」を追加する必要性を検討し、速やかに一定の結論を得る必要がある。

対応状況：指摘を踏まえ措置予定

⑩ 従業上の地位

- 常雇の人（無期の契約）とは 雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます
（定年までの場合は 無期の契約とします）
- 常雇の人（有期の契約）とは 雇用契約期間が1年以上の人をいいます
- 臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます
- 日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
- 自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます
- 内職とは 自宅での貸仕事をいいます

⑪ 勤め先における呼称

- 今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください

雇われている人のうち	会社などの役員	自営業主 自営業主 自営業主	内職
常雇の人 (無期の契約)	常雇の人 (有期の契約)	日雇の人	臨時雇の人
正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇

（注）

現行

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称

- 今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
- 労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます
- 上記以外の 派遣されている人（デパートの派遣店員などは 派遣元の事業所における呼称について記入してください

⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

- 1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
- 期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることがわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

雇われている人のうち	会社などの役員	自営業主 自営業主 自営業主	内職
常雇の人 (無期の契約)	常雇の人 (有期の契約)	日雇の人	臨時雇の人
正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇

雇用契約期間（1回当たりの）の定めの有無

定めがない	定めがある	わからない
1か月未満	1か月以上1か月以下	1か月以上1か月以下
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇
〇	〇	〇

変更案

前回答申の指摘への対応、統計の正確性や継続性の観点から、適当かどうか確認する。

6 集計事項の変更 (1)

各集計事項の追加や変更等につき、ILO決議への対応、時系列比較などの観点から、適当かどうか確認する。

「未活用労働指標」の導入

未活用労働指標 1 (LU1)

(新たな失業率)

$$= \frac{\text{失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 2 (LU2)

(追加就労希望就業者を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 3 (LU3)

(潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働指標 4 (LU4)

(追加就労希望就業者と潜在労働力人口を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{追加就労希望就業者} + \text{潜在労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{潜在労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 1

(会社都合等による失業の率)

$$= \frac{\text{会社都合等による失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

未活用労働補助指標 2

(拡張求職者を加えた率)

$$= \frac{\text{失業者} + \text{拡張求職者}}{\text{労働力人口} + \text{拡張求職者}} \times 100$$

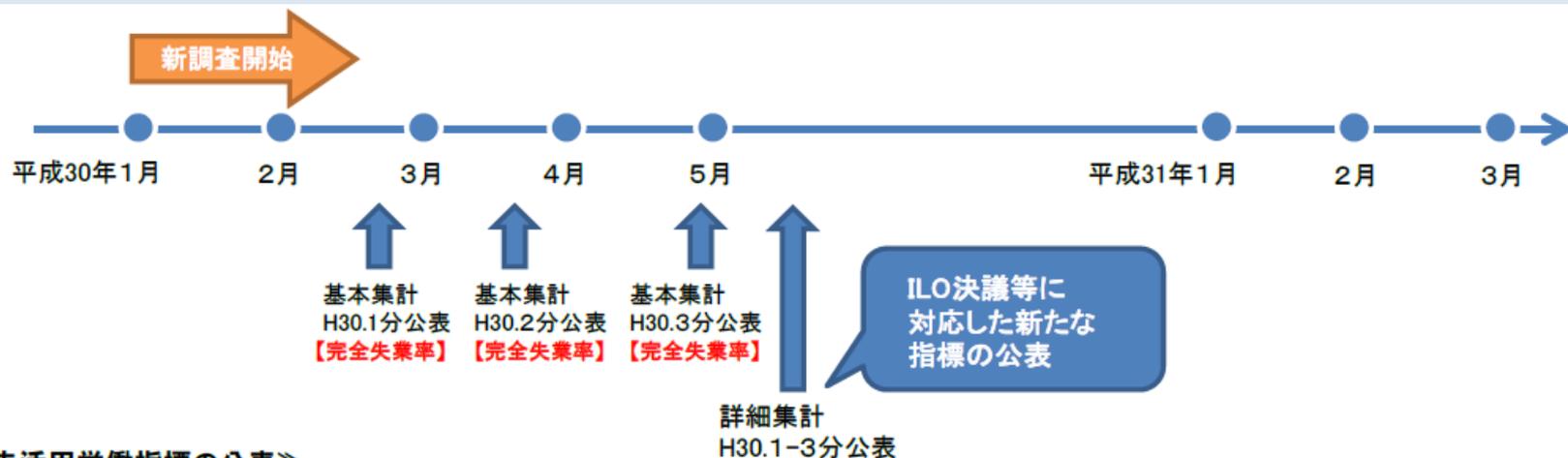
ILO決議で掲げられている4指標

(注)「拡張求職者」: 1か月以内に求職活動をしていて、すぐではないが2週間以内に就業できる者

6 集計事項の変更 (2)

変更後の公表スケジュール

- 時系列比較の観点に留意し、当面、完全失業率（従前公表しているもの）等の公表を維持
- 新たな失業率の毎月の公表は、季節調整値による時系列比較等が可能となった時点で実施
- 詳細集計（四半期ごと）において、ILO決議等に対応した新たな4指標と2補助指標の公表を実施



《未活用労働指標の公表》

基本集計	H29.12分	H30.1分	H30.2分	H30.3分		H30.12分	H31.1分
未活用労働指標	—	—	—	—		…	—
従前の完全失業率	○	○	○	○		…	○
詳細集計	H29.10-12				H30.1-3	H30.10-12	
未活用労働指標	—				○	…	○
従前の完全失業率	—				—	…	—